

獣医療法に基づく都道府県計画の策定について

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班

昨年8月、獣医療法に基づき、平成32年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められ、公表された。

この基本方針にもあるように、今後とも我が国の畜産業の安定的な発展を図り、安全で良質な畜産物を安定的に供給していくためには、獣医療の不足が見込まれる分野等における一層の獣医療提供体制の整備が必要となっている。また、昨年8月の口蹄疫発生に対する防疫対応を踏まえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化とともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の育成・確保について、一層の取り組みの強化も必要となっている。

これらの社会的な要請に適切に応えるためには、獣医療の基盤となる産業動物獣医師及び家畜衛生行政分野の獣医師の確保はもとより、各分野の獣医師の連携の下での組織的な家畜防疫体制を事前に確立し、有事の危機管理に遺漏のないように備えておかなければならない。

獣医療の提供体制の整備については多くの都道府県、関係団体等から要請を頂いている。農林水産省では、基本方針を踏まえて対策を進めているところである。例えば、獣医学生に対する修学資金給付や、産業動物診療や家畜衛生行政の現場での研修を行うなどして、産業動物獣医師の確保を図っている。また、診療に従事される獣医師の方々を対象とした各種研修を支援しスキルアップを図っている。

一方、獣医療法に基づく「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」（以下「都道府県計画」という。）は、基本方針を地域の実情を踏まえて具現化するものであり、一刻も早く策定頂き、各都道府県段階のみならず、全国レベルでも獣医療の提供体制の整備を推進していくために重要な計画

であると考えている。また、都道府県計画に基づいて、獣医師等が産業動物の診療施設整備計画を策定し、都道府県の認定を受けた場合、譚日本政策金融公庫から施設・機器整備等に要する負担額の8割を上限として長期かつ低利の融資を受けられるなどの利点もある（なお、東日本大震災の被災者認定を取られた場合は無利子）。

基本方針の公表後、当方では通知、全国畜産課長会議、家畜衛生主任者会議等を通じて、各都道府県において、基本方針を踏まえて、遅くとも今年度中に都道府県計画を策定し、当該計画に基づいた獣医療体制の整備の実施をお願いしてきた。また、譚日本獣医師会におかれては、独自に地方獣医師会を通じた都道府県への働きかけや作成支援をされていると伺っている。

しかしながら、47都道府県が今年度中に都道府県計画を公表すると聞いてはいるものの、10月末までに公表されたのは3県（公表順に山口、岩手、高知）のみであり、15自治体では未だ骨子案も定かでない状況である。

この状況は、とりまとめを行っている都道府県の担当自身が業務に日々忙殺されていることも原因と考えている。しかしながら、地域の獣医療の維持・発展の礎となる獣医師の育成・確保を図るため、「地域の獣医療の提供体制はどうあるべきか。」「明日来るかも知れない災禍に対応するため、各分野の獣医師の連携をどう強化するべきか。」等、地域の実情を踏まえ速やかに議論頂きたいと考える。本誌を読まれた皆様にも、都道府県の担当等から都道府県計画の策定のため、相談やお願いなどあろうかと思う。その際は、一緒に10年後の将来を考えて頂ければ幸甚である。

〈問合せ先〉

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班
☎03-3502-8111（内線4530）